

マイナンバーカードを保険証として
利用するための手続きがまだの方は、
次の2つの準備をお願いします。



STEP1.

マイナンバーカードを申請 (マイナンバーカードをお持ちでない方)

■申請方法は選択可能です

- ① オンライン申請
(パソコン・スマートフォンから)
- ② 郵便による申請
- ③ まちなかの
証明写真機からの申請



STEP2.

マイナンバーカードを 保険証として登録

■利用登録の方法

- ① 医療機関・薬局の受付
(カードリーダー)で行う
- ② 「マイナポータル」から行う
- ③ セブン銀行ATMから行う



マイナンバーカードについて
詳しくは下記までお問い合わせください。

マイナンバー総合フリーダイヤル

0120-95-0178

受付時間
(年末年始除く)

平日 9:30~20:00
土日祝 9:30~17:30

【令和6年度】

後期高齢者 医療制度の しおり



後期高齢者医療制度のしくみ

もくじ

★後期高齢者医療制度のしくみ	3
★被保険者（加入する方）	4
★被保険者へ交付するもの	5
★医療機関等にかかるとき	6
★保険料	10
★保険料の納め方	14
★医療費の自己負担割合	16
★受けられる給付等について	20
・医療費が高額になったとき	20
・入院したとき	21
・特定疾病療養受療証	21
・医療費と介護サービス利用料が高額 になったとき	22
・医療費の全額を支払ったとき	23
・被保険者が亡くなられたとき	23
★医療機関の上手なかかり方	24
★健康診査について	27
★交通事故などに遭ったとき	28
★こんなときには届出を！	29
★各市町村のお問い合わせ先一覧	30

制度の運用

新潟県内全ての市町村が加入する『新潟県後期高齢者医療広域連合』が運営主体です。

市町村は、窓口業務を行います。

市町村の役割	広域連合の役割
・各種申請や届出の受付 ・資格確認書などの引渡し ・保険料の徴収	・保険料の決定・賦課 ・医療を受けたときの給付 ・健康診査などの保健事業
ほか	ほか

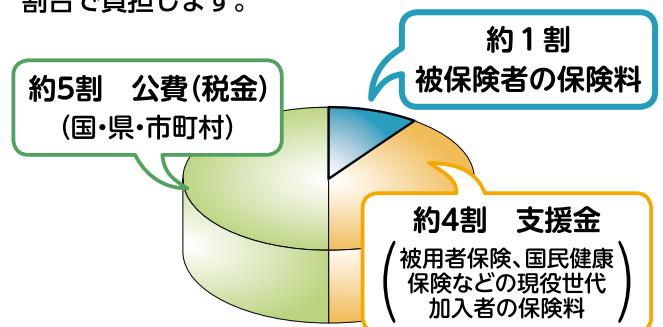
制度の目的

- 現役世代と高齢者世代の負担を明確化し、公平でわかりやすい制度とします。
- 制度の運営を都道府県単位で行うことで、財政の安定化を図ります。

医療費負担のしくみ

後期高齢者医療制度は、みんなで支える制度です。

医療機関での自己負担を除いた医療費を下の図の割合で負担します。



被保険者(加入する方)

75歳以上の方

- ・満75歳の誕生日から加入します(加入手続きは必要ありません)。「資格情報のお知らせ」または「資格確認書」がお住まいの市町村から誕生日までに送付されます。

65歳から74歳までの方で 一定の障がいがある方

- ・加入を希望する方は、お住まいの市町村窓口へ申請し、認定を受けてください。
- ・加入した後も75歳になるまでの間は、後期高齢者医療制度から脱退することができます。

◆一定の障がいとは、次に該当する状態です

- ・身体障害者手帳1～3級
- ・身体障害者手帳4級のうち、音声機能障害、言語機能障害、または下肢障害の1・3・4号
- ・療育手帳「A」
- ・精神障害者保健福祉手帳1・2級
- ・国民年金証書（障害年金1・2級）

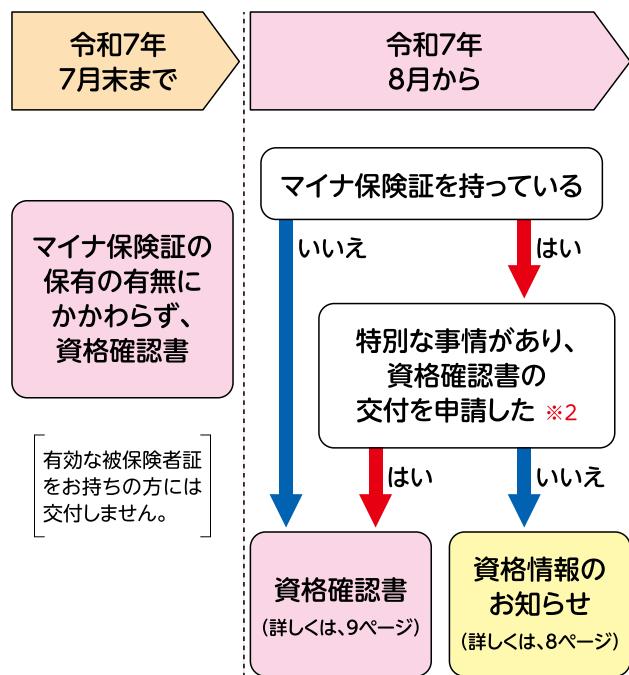


- ・被用者保険から後期高齢者医療制度に加入すると、その方の扶養家族は国民健康保険等へ加入手続きが必要です。
- ・障がい認定により加入される場合には、それまで加入していた被用者保険の事業所へ事前に脱退の届出(被扶養者異動届)をしてください。

被保険者へ交付するもの

マイナンバーカードと保険証が一体化されるため、令和6年12月2日以降は、保険証を交付しません。

以下のフロー図のとおり、「資格情報のお知らせ」または「資格確認書」が交付され、「マイナ保険証※1」または「資格確認書」で保険医療を受けることができます。



※1 「マイナ保険証」とは、[健康保険証として利用登録したマイナンバーカード](#)のことをいいます。(詳しくは6ページ)

※2 次の場合は資格確認書を交付します(お住まいの市町村窓口で申請が必要です)。

- ・マイナンバーカードを紛失した方、更新中の方
- ・介助者等の第三者が本人に同行して資格確認の補助をする必要があるなど、マイナ保険証での受診が困難である方

医療機関等にかかるとき

医療機関等を受診する場合は、次の①または9ページの②を窓口で利用してください。

①マイナ保険証を利用する

「マイナ保険証」をお持ちの方は、医療機関や薬局でご利用ください。

また、マイナ保険証の利用登録の解除を希望する場合は、お住まいの市町村窓口で申請が必要です。

<マイナ保険証のメリット>

マイナ保険証には以下のようなメリットがあります。利用登録がまだの方は、登録をご検討ください。(詳しくは背表紙参照)

○データに基づくよりよい医療が受けられる

薬剤情報等の提供に同意すると、お薬手帳を見せなくても、過去に処方されたお薬や特定健診の結果などの情報を初診でも医師・薬剤師にスムーズに共有でき、より適切な医療を受けられます。

○手続きなしで高額療養費の限度額を超える支払いが免除される

1 医療機関・薬局当たりのひと月の保険適用の医療費等の支払いが自己負担額までとなります。(詳しくは20ページ)

○保険証としてずっと使える

引越しをしてもマイナンバーカードを保険証としてずっと使うことができます。

マイナ保険証での受診方法

① マイナンバーカードを読み取り口に置く

※マイナンバーカードのカバー等は外してください。
※カードリーダーによってマイナンバーカードの設置向きが異なるのでご注意ください。

② 認証方法を選択し、本人確認を行う



※画面はサンプルです。カードリーダーの種類によって表示画面は異なります。
※暗証番号を連続して間違うと不正防止のためロックがかかります。(ロックがかかっても顔認証はできます。)

③ 画面の案内に沿って、情報提供の可否を選択



過去の健康医療情報の提供に同意いただくと、医師・薬剤師が過去の健康医療情報を確認できるようになり、正確なデータに基づくより良い医療が受けられます。



※画面はサンプルです。カードリーダーの種類によって表示画面は異なります。

④ マイナンバーカードでの受付の完了

マイナンバーカードをカードリーダーから取り出してください。カードの取り忘れにご注意ください。

医療機関や薬局でマイナ保険証が利用できないとき

次のいずれかで受診できます。

- ・マイナ保険証+マイナポータルの資格情報画面
- ・マイナ保険証+資格情報のお知らせ(詳しくは8ページ)

<資格情報のお知らせについて>

被保険者の資格情報(負担割合等)をお知らせするものです。(マイナ保険証をお持ちの方に令和7年7月末までに送付されます。)

資格情報のお知らせ (イメージ)	
被保険者番号	12345678
氏名	広域 花子
負担割合	○割
有効期限	○年○月○日
発効期日	○年○月○日
交付年月日	○年○月○日

医療費の自己負担割合(1割、2割または3割)が記載されています。

②資格確認書を利用する

令和7年7月末までに被保険者になった方やマイナ保険証をお持ちでない方などには、「**資格確認書**」を交付しますので、医療機関や薬局でご利用ください。

資格確認書の記載事項は、必須記載事項と任意記載事項に区分されます。任意記載事項を併記する場合、市町村の窓口で申請が必要です。

後期高齢者医療資格確認書	
有効期限	令和 7年 7月 31日
交付年月日	令和 0年 0月 0日
被保険者番号	12345678
被保険者 姓 名	広域 太郎
性別	男
生年月日	○年 ○月 ○日
被保険者 姓 名	○年 ○月 ○日
性別	○性
生年月日	○年 ○月 ○日
被保険者 姓 名	○年 ○月 ○日
性別	○性
生年月日	○年 ○月 ○日
被保険者番号 並びに保険 者の名前及 び印	新潟県後期高齢者医療連合会 8915 開院

必須記載事項

- 資格確認書の有効期限です。期限を過ぎたものは使えません。
- 医療費の自己負担割合(1割、2割または3割)が記載されています。

任意記載事項

- 窓口での医療費のお支払いが自己負担限度額までになります。
- 区分Ⅱの方で、長期入院該当の場合は食事代がさらに減額されます。(詳しくは21ページ)
- 特定疾病療養受療証の区分を併記することができます。(詳しくは21ページ)

マイナポータルでも 資格情報を確認できます!

マイナポータルにログインして「健康保険証情報」のページを開くことで、ご自身の資格情報を確認できます。

マイナポータル

検索

(URL : <https://myna.go.jp>)



資格確認書を紛失したとき

市町村の窓口で再交付を受けてください。
その際は、印かん・個人番号(マイナンバー)がわかるもの・
窓口に来られた方の身分を証明するもの(運転免許証、パスポートなど)
申請者本人の顔写真付きのもの、公的証明書等)が必要となります。

保険料

被保険者一人ひとりから保険料を納めていただきます。
みなさんの納める保険料が医療費の大切な財源となります。

保険料の決まり方

保険料は、前年中の総所得金額等や世帯の所得状況に基づき、個人単位で計算します。

被保険者が均等に負担する「均等割額」と被保険者の所得に応じて負担する「所得割額」の合計額となります。年度の途中に資格の取得や喪失をした場合は、月割で計算した保険料となります。

なお、均等割額と所得割額の基準となる「保険料率」は2年ごとに見直します。

令和6・7年度の保険料 (限度額80万円 ^{※1})

均等割額
(被保険者全員が負担)

44,200円

所得割額
(所得に応じて負担)

(前年中の総所得金額等 - 基礎控除額 ^{※3})
× 8.61% ^{※2}

※1 令和6年度に限り、昭和24年3月31日までに生まれた方及び令和7年3月31日までに障害認定により資格を取得された方の賦課限度額は73万円です。

※2 令和6年度に限り、総所得金額等から基礎控除額を差し引いた金額が58万円以下の場合、所得割率は7.98%です。

※3 基礎控除額については13ページをご覧ください。



所得の申告をお願いします。

所得に応じて保険料の軽減判定を行いますので、所得がな
い場合も市町村の担当窓口に申告書の提出をお願いします。

保険料の軽減制度

■ 所得の低い方の軽減

世帯の所得状況に応じて下表のとおり均等割額が軽減されます。

世帯は、賦課期日時点(当該年度の4月1日)の状況で判定します。ただし、年度の途中で資格を取得された場合は、資格取得日時点で判定します。

同じ世帯の被保険者と 世帯主の前年の総所得金額等 を合計した額 ^{※4}	均等割額の軽減割合 (軽減後均等割額:年額)
43万円 +10万円×(給与所得者等の数※5-1) 以下	7割 (13,260円)
43万円 +29.5万円×世帯の被保険者数 +10万円×(給与所得者等の数※5-1) 以下	5割 (22,100円)
43万円 +54.5万円×世帯の被保険者数 +10万円×(給与所得者等の数※5-1) 以下	2割 (35,360円)

※4 軽減判定時の所得について

・65歳以上の方の公的年金等所得額は、その所得からさらに15万円(高齢者特別控除)を差し引いて判定します。

・事業専従者控除、分離譲渡所得の特別控除は適用されません。

※5 給与所得者等とは

・給与収入(専従者給与を除く)が55万円を超える方。

・65歳未満で、公的年金等収入が60万円を超える方。

・65歳以上で、公的年金等収入が125万円を超える方。

■ 被用者保険の被扶養者であった方の軽減

被用者保険の被扶養者であった方は、下表のとおり保険料が軽減されます。なお、軽減割合が7割に該当する場合は7割軽減となります。

均等割額の軽減割合	所得割額
資格取得月から2年間のみ5割軽減 (軽減後の年間保険料額 22,100円)	かかりません

保険料の計算方法(年間保険料の計算例)

世帯主とその配偶者とも75歳以上の被保険者からなる世帯で、世帯主の収入が公的年金収入220万円、配偶者の収入が公的年金収入80万円の場合

世帯主 総所得金額等 110万円 **※1**
(公的年金収入220万円-公的年金控除110万円)

配偶者 総所得金額等 0円
(公的年金収入が110万円までは所得金額が0円になります。)

世帯主

均等割額 44,200円×5割軽減該当=22,100円
$$\left(\begin{array}{l} \boxed{\text{世帯主}} 110\text{万円}-\text{高齢者特別控除}15\text{万円} \\ + \boxed{\text{配偶者}} 0\text{円}=95\text{万円} \end{array} \right) \rightarrow 5\text{割軽減該当}$$



所得割額 (総所得金額等110万円-基礎控除43万円)**※2**
$$110\text{万円} - 43\text{万円} = 67\text{万円}$$

$$\times \text{所得割率}8.61\% = 57,687\text{円}$$



年間保険料額 79,700円(100円未満切捨)

配偶者

均等割額 44,200円×5割軽減該当=22,100円
(世帯主と同額)



所得割額 0円×所得割率7.98%**※3**=0円



年間保険料額 22,100円(100円未満切捨)

※1 総所得金額等の算出方法

収入額-控除額(公的年金等控除額、給与所得控除額、必要経費のことをいい、医療費控除額、障害者控除額、扶養控除額等の所得控除額は含みません。)

なお、公的年金所得額の算出方法は下表のとおりです。

公的年金所得額の算出方法

(昭和34年1月1日以前に生まれた65歳以上の方)

公的年金収入金額(年額)	公的年金所得額(年額)
330万円以下	公的年金等の収入金額-110万円
330万円超410万円以下	公的年金等の収入金額×0.75-27.5万円
410万円超770万円以下	公的年金等の収入金額×0.85-68.5万円
770万円超1,000万円以下	公的年金等の収入金額×0.95-145.5万円
1,000万円超	公的年金等の収入金額-195.5万円

この表は公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額が1,000万円以下の場合のものです。

遺族年金や障害年金などの非課税年金は、保険料賦課の対象ではありません。

※2 基礎控除額の算出方法

被保険者本人の合計所得金額	基礎控除額
2,400万円以下	43万円
2,400万円超2,450万円以下	29万円
2,450万円超2,500万円以下	15万円
2,500万円超	0円

※3 令和6年度に限り、総所得金額等から基礎控除額を差し引いた金額が58万円以下の場合、所得割率は7.98%です。

保険料の納め方

保険料通知は市町村から郵送されますので、必ずご確認ください。

(加入月のおおむね2か月後に保険料通知を送付します。)

次の方法で納めていただきます。

(今まで特別徴収であっても、普通徴収に変更となる場合があります。)

対象となる年金(障害・遺族年金を含む)受給額 ※

年額18万円以上

年額18万円未満



介護保険料と合わせた保険料額

年金額※の1/2を超えない方

年金額※の1/2を超える方

年金からの天引きによる納付(特別徴収)

納付書や口座振替による納付(普通徴収)

年度の途中に
・他市町村からの転入
・資格の取得
・保険料の減額など
された方も一定期間、普通徴収となります。

※介護保険料が天引きされている年金が対象です。



ご注意ください!

年金からの天引きによる納付(特別徴収)の対象となる方であっても、後期高齢者医療に加入当初は納付書や口座振替(普通徴収)で納めていただきます。

特別徴収について

年6回、年金受給月に納めていただきます。

仮徴収			本徴収		
4月 (1期)	6月 (2期)	8月 (3期)	10月 (4期)	12月 (5期)	翌2月 (6期)
前年の所得が確定するまでは、仮算定された保険料が天引きされます。			前年の所得が確定した後、年間保険料額から仮徴収分を引いた額が3回に分けて天引きされます。		
※原則、前年度2月に天引きされた額と同額です。					

普通徴収について

口座振替の方以外は、市町村から送付される「納付書」により納定期内に指定された金融機関などで納めてください。

口座振替が便利です!

手間がかかるず、納め忘れない便利な口座振替がおすすめです。
詳しくは、市町村窓口にお問い合わせください。

社会保険料控除について

納めていただいた保険料額は、所得税や住民税の申告の際に社会保険料控除の対象となります。

- 年金からの納付 → 年金受給者本人
- 納付書や口座振替 → 実際に負担した方

保険料の納付が困難な場合

事情により保険料の納付が困難になったときは、お早めに市町村窓口にご相談ください。なお、次の場合は申請により保険料の減免や徴収猶予を受けられる場合があります。

- ・地震、台風や洪水、火事などの災害により損害を受けたとき
- ・長期入院、失業、事業の休廃止、世帯主の死亡などにより所得が著しく減少したとき

医療費の自己負担割合

医療機関等の窓口で支払う医療費の自己負担割合は、毎年8月1日に前年の所得と収入に基づき判定しています。

負担割合	所得区分	条件
3割	現役並み所得者	住民税課税所得※1 690万円以上※2の被保険者及びその被保険者と同じ世帯の被保険者
		住民税課税所得※1 380万円以上※2の被保険者及びその被保険者と同じ世帯の被保険者
		住民税課税所得※1 145万円以上※2の被保険者及びその被保険者と同じ世帯の被保険者
		ただし、次に該当する方は「一般I」または「一般II」の所得区分に応じた負担割合になります。 ①同じ世帯に被保険者が1人の場合 本人の収入が383万円未満、または本人の収入が383万円以上で同じ世帯の70歳から74歳までの方との収入合計額が520万円未満 ②同じ世帯に被保険者が複数いる場合 被保険者全員の収入合計が520万円未満 ③生年月日が昭和20年1月2日以降の被保険者の場合 本人及び同じ世帯の被保険者の総所得合計等から基礎控除を引いた額の合計額が210万円以下

※1 住民税課税所得は、収入から、給与所得控除や公的年金等控除、所得控除(基礎控除や社会保険料控除等)を差し引いた後の金額です。

※2 前年の12月31日現在において世帯主で、かつ同じ世帯に所得(給与所得が含まれている場合は給与所得の金額から10万円を控除した額)が38万円以下の19歳未満の世帯員がいる場合、その世帯主であった被保険者は、自己負担割合の判定にあたって住民税課税所得から次の金額を控除します。

①16歳未満の者の数×33万円

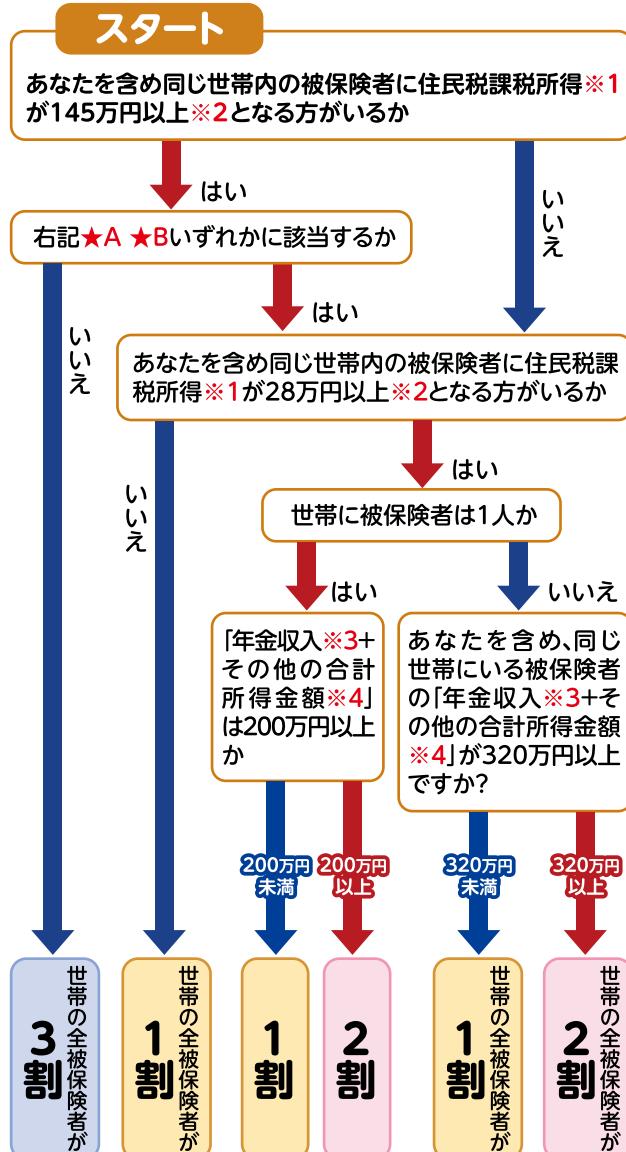
②16歳以上19歳未満の者の数×12万円

負担割合	所得区分	条件
2割	一般 II	住民税課税所得※1 28万円以上※2の被保険者及びその被保険者と同じ世帯の被保険者のうち、①または②に該当する方 ①同じ世帯に被保険者が1人の場合 「年金収入※3+その他の合計所得金額※4」が200万円以上の方 ②同じ世帯に被保険者が複数いる場合 「年金収入※3+その他の合計所得金額※4」の合計が320万円以上の方
		住民税課税世帯で同じ世帯に「現役並み所得者」及び「一般II」に該当する被保険者がいない方
1割	一般 I	世帯全員が住民税非課税の方
	区分 II	世帯全員が住民税非課税で、かつ世帯全員が①または②に該当する方 ①年金収入のみの場合は年金収入が80万円以下 ②年金と他の収入がある場合は (年金収入-80万円)+(年金以外の収入-必要経費)≤0円 (年金収入が80万円未満のときは0円として計算します。)

※3 年金収入は、公的年金等控除を差し引く前の金額です。また、遺族年金や障害年金は含みません。

※4 その他の合計所得金額は事業収入や給与収入等から、必要経費や給与所得控除を差し引いた後の金額です。

自己負担割合判定の流れ



★A 同じ世帯に昭和20年1月2日以降生まれの被保険者がいて、かつ、その方を含む同じ世帯の全被保険者の「総所得金額等から基礎控除額を差し引いた金額」の合計額が210万円以下である。

★B 収入金額※3が次の条件を満たす。

①被保険者が1人の場合

383万円未満または383万円以上であるが、同じ世帯に70～74歳の方がいて、その方と被保険者の収入合計額が520万円未満

②被保険者が2人以上の場合

被保険者全員の収入合計額が520万円未満

※1 住民税課税所得は、収入から、給与所得控除や公的年金等控除、所得控除（基礎控除や社会保険料控除等）を差し引いた後の金額です。

住民税課税所得は市町村の税担当部署で算定されるため、詳細については、お住まいの市町村の税担当窓口へお問い合わせください。

※2 前年の12月31日現在において世帯主で、かつ同じ世帯に所得（給与所得が含まれている場合は給与所得の金額から10万円を控除した額）が38万円以下の19歳未満の世帯員がいる場合、その世帯主であった被保険者は、自己負担割合の判定にあたって住民税課税所得から次の金額を控除します。

①16歳未満の者の数×33万円

②16歳以上19歳未満の者の数×12万円

※3 収入金額は、所得税法に規定される収入金額であり、必要経費や公的年金控除等を差し引く前の金額となります（所得金額ではありません）。また年金収入に、遺族年金や障害年金は含みません。

※4 その他の合計所得金額は、事業収入や給与収入等から、必要経費や給与所得控除を差し引いた後の金額となります。

受けられる給付等について

医療費が高額になったとき

1か月(同じ月内)の医療費の自己負担額が下記の限度額を超えた場合は、申請により超えた分が「高額療養費」として支給されます。

対象となる方には、受診月の3か月後頃に支給申請案内を送付します。市町村窓口へ申請してください。2回目以降該当の場合は申請不要です。



入院時の食事代や医療保険が適用されない部分(差額ベッド料など)は対象になりません。

自己負担限度額(月額)

所得区分 (詳しくは16ページ参照)		外来 (個人単位)	外来+入院 (世帯単位)
現役並み所得者	III	252,600円+(医療費-842,000円)×1% (140,100円※1)	
	II	167,400円+(医療費-558,000円)×1% (93,000円※1)	
	I	80,100円+(医療費-267,000円)×1% (44,400円※1)	
一般 II (2割負担)		18,000円または (6,000円+(医療費※2 -30,000円)×10%) の低い方 (年間上限144,000円※3)	57,600円 (44,400円※1)
一般 I (1割負担)		18,000円 (年間上限144,000円※3)	
住民税 非課税世帯	区分 II 区分 I	8,000円	24,600円 15,000円

※1 過去12か月以内に3回以上、限度額に達した場合は、4回目から「多數回」該当となり、限度額が下がります。

※2 医療費が30,000円未満の場合は、30,000円として計算。

※3 外来の1年間(8月～翌年7月)の自己負担限度額が144,000円になります。

入院したとき

入院時食事代の自己負担額

入院したときの食事代は、下記のとおりです。

所得区分		1食当たりの食事代	
現役並み所得者 I・II・III		490円※4	
一般 I		一般 II	
住民税 非課税 世帯	区分 II	過去12か月の 入院日数	90日以内 91日以上
			230円 180円 (長期入院該当※5)
		区分 I	110円

※4 ①特定医療費(指定難病)受給者証をお持ちの方は280円

②平成27年4月1日以前から精神病床へ継続して入院していた方は260円

※5 過去12か月の「区分II」の入院日数が90日(後期高齢者医療制度に加入する前の保険分も含みます)を超えた場合、91日目以降の食事代が対象市町村窓口で「長期入院該当」の申請が必要です。

食事代・居住費の自己負担額

療養病床に入院したときの食事代と居住費は、下記のとおりです。

所得区分		1食当たりの 食事代	1食当たりの 居住費
現役並み所得者I・II・III	一般I 一般II	490円	
住民税 非課税世帯	区分II	230円	370円
	区分I	140円	
	老齢福祉年金受給者	110円	0円

特定疾病療養受療証

厚生労働大臣が指定する特定疾病(次の①から③のいずれか)の場合には、患者負担の毎月の限度額は1医療機関(入院・外来別)につき1万円です。

特定疾病によるこの適用を受けるには、「特定疾病療養受療証※6」が必要です。該当の方は、市町村の窓口に申請してください。

①「人工透析が必要な慢性腎不全」

②「血友病」

③「血液凝固因子製剤の投与に起因するHIV感染症」

※6 資格確認書に特定疾病的区分を併記することも可能です。

医療費と介護サービス利用料が高額になったとき

同じ世帯で1年間(毎年8月1日から翌年7月31日まで)の医療費と介護保険サービス利用料の自己負担額の合計が下記の限度額を超えた場合は、申請により超えた分が「高額介護合算療養費」として支給されます。

支給の対象になる方には、広域連合から支給申請案内を送付します。市町村窓口へ申請してください。

計算した結果、世帯の総支給額が500円以下の場合は支給されません。

■世帯の自己負担限度額(年額)

所得区分		医療+介護
現役並み所得者Ⅲ		212万円
現役並み所得者Ⅱ		141万円
現役並み所得者Ⅰ		67万円
一般Ⅰ	一般Ⅱ	56万円
住民税 非課税世帯	区分Ⅱ	31万円
	区分Ⅰ	19万円

※所得区分は、基準日(7月31日または資格喪失日の前日)現在の所得に応じて適用されます。

※高額療養費や高額介護サービス費として支給された額は含みません。



時効があります。

申請によって給付を受けることができる法律により2年間と定められています。

忘れずに市町村窓口で手続きしてください。

医療費の全額を支払ったとき

次のような場合で医療費の全額を支払ったときには、市町村窓口に申請して認められると、自己負担分を除いた金額が「療養費」として支給されます。

■医師の指示によりコルセット・補装具などの治療用装具を作ったとき

★申請に必要なもの

- ・領収書・本人名義の預金通帳・印かん
- ・個人番号(マイナンバー)がわかるもの
- ・保険証または資格確認書
- ・医師の証明書(指示書)
- ・装着している写真(靴型装具の場合)

■急病など、やむを得ず保険証・資格確認書を提示できずに受診したとき

★申請に必要なもの

- ・領収書・本人名義の預金通帳・印かん
- ・個人番号(マイナンバー)がわかるもの
- ・保険証または資格確認書



被保険者が亡くなられたとき

葬祭を行った方(喪主)に「葬祭費」として5万円が支給されます。市町村窓口に申請してください。

★申請に必要なもの

- ・亡くなられた方の被保険者番号のわかるもの
- ・葬祭を行った方の印かんと預金通帳
- ・葬祭を行った事実確認ができるもの(領収証・会葬礼状等)

医療機関の上手なかかり方

ちょっとした誤解や思い込みで治療が長引くことがあります。上手に医療機関にかかれれば、必要以上に医療費がかかることもありません。

医療機関にかかるポイント

かかりつけ医をもちましょう

日常的な診療や健康管理は、かかりつけ医に相談しましょう。

同じ病気で複数の医療機関にかかることは控えましょう

重複する検査や飲み合わせの悪い薬を服用することにより体に負担となることがあります。

医療機関の機能・役割に応じて適切に受診しましょう

紹介状を持たずに一定規模以上の病院に外来受診すると「特別の料金」がかかります。

「医療費のお知らせ」を活用しましょう

「医療費のお知らせ」を定期的に送付しています。
ご自身の健康管理と今後の受診の参考にしましょう。

柔道整復師(整骨院・接骨院)の施術を受けるとき

医療保険が使える施術は、外傷性が明らかな骨折、脱臼、打撲及びねんざであり、内科的原因による疾患は含まれません。

※緊急の場合を除いて、骨折及び脱臼で施術を受ける場合は、あらかじめ医師の同意が必要です。



医療保険の適用とならない場合がありますので、
負傷の原因は正確に伝えましょう。
施術が長期にわたる場合は、内科的要因も考えられ
ますので、医師の診察を受けてください。

あんま・マッサージ、はり・きゅうのかかり方

医療保険が使えるとき

医師の同意があるとき(継続して施術を受けるには定期的に同意が必要です)

【あんま・マッサージ】

筋麻痺や関節拘縮などで、医療上マッサージを必要とする症例

【はり・きゅう】

神経痛、リウマチ、頸腕症候群、五十肩、腰に関する疾患

医療保険が使えないとき

【あんま・マッサージ】

単に疲労回復や慰安を目的としたもの

【はり・きゅう】

同じ疾患の治療で、病院や診療所などにかかっているとき

単に疲労回復や慰安を目的としたもの



自宅へ往療してもらったことによる往療料は、寝たきりなど真に安静を必要とするやむを得ない理由などで、通所するのが困難な場合に限って保険の対象となります。施術所へ赴くのが面倒、交通手段がないなどの理由では対象となりません。



健康診査について

薬との付き合い方

■薬の副作用に注意

高齢になると複数の持病を抱える人が増え、病気の数だけ処方される薬も多くなります。薬の種類の多さや加齢により薬の効き方が変化することで副作用が起こりやすくなります。

■薬は優先順位を考えて最小限に

かかりつけ医に薬の量と数についてよく相談してみましょう。医師は薬の副作用を避けるため、優先順位を考え、本当に必要か検討し、副作用を起こしやすい薬をできるだけ避け、生活習慣の改善も合わせて行うように配慮して量と数を調整しています。

■使っている薬は必ず伝えましょう

病気ごとに異なる医療機関を受診している場合は、お薬手帳を1冊にまとめましょう。薬が重複したり増え過ぎたりしないよう医師や薬剤師に使っている薬を正確に伝え、疑問があれば相談しましょう。

ジェネリック医薬品を上手に利用しましょう

ジェネリック医薬品とは、先発医薬品(新薬)の特許期間終了後に販売される医薬品のことです。効き目や安全性はほぼ同等で、先発医薬品よりも安価なので自己負担額の軽減につながります。

「ジェネリック医薬品希望カード」を医師や薬剤師に見せれば変更の意思を伝えることができます。(薬局の在庫状況等により、薬を変更できない場合があります。)



カードは広域連合及び市町村窓口にありますのでご活用ください。

1年に1回は健康診査を受けましょう

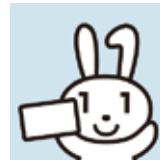
生活習慣病の早期発見及び重症化予防を目的として、健康診査を実施しています。ご自身の健康状態を把握し、生活習慣を見直すためにも、1年に1回は健康診査を受けましょう。

健診料金はかかりません。市町村によって、実施方法や申込方法が異なりますので、詳しくはお住まいの市町村にお問い合わせください。



システムを活用して上手に健康管理しましょう

マイナポータルで後期高齢者健診の結果が閲覧可能です。令和2年度以降の健診結果を閲覧できるよう、最短で健診受診月の翌々月末日にデータ登録します。(ただし、健診機関からの健診結果の提供状況によって、閲覧可能時期が遅れる場合があります。)



歯科健康診査を受けましょう

76歳及び80歳の方を対象に、口腔機能の低下や肺炎等を予防し、心身機能の低下を防止することを目的として歯科健診を実施しています。

健診料金はかかりません。実施の有無や申込方法等については、お住まいの市町村にお問い合わせください。

交通事故などに遭ったとき

市町村と警察に届出をしましょう

交通事故や、外食時の食中毒などの第三者の行為によって、ケガや病気をした場合の医療費は、相手方(加害者・保険会社等)が負担するのが原則ですが、市町村へ届け出ることにより医療保険を使って診療を受けることができます。

なお、自損事故の場合でも医療保険を使う場合は市町村へ届け出でください。

被保険者
(被害者)

届出

連絡

警察

市町村窓口

届出に必要なもの

- ①第三者行為による傷病届
- ②事故発生状況報告書
- ③同意書
- ④交通事故証明書
- ⑤保険証または資格確認書
- ⑥印かん
- ⑦人身事故証明書入手不能理由書 (④が物件事故の場合)



示談するときは慎重にしましょう

相手方(加害者・保険会社等)から治療費を受け取るなど、示談を済ませてしまうと、医療保険が使えなくなる場合があります。



こんなときには届出を!

お住まいの市町村

「後期高齢者医療担当窓口」

届出先

こんなとき

保険証・資格確認書・
資格情報のお知らせの
紛失などのとき

届出に必要なもの

- 身分を証明するもの
- 印かん
- 個人番号(マイナンバー)が
わかるもの

県外から転入したとき

- 負担区分等証明書
- 印かん ■身分を証明するもの
- 個人番号(マイナンバー)が
わかるもの

県外へ転出するとき

- 保険証など※
- 印かん ■身分を証明するもの
- 個人番号(マイナンバー)が
わかるもの

県内で住所が

変わったとき

65歳から74歳までの方
で一定の障がいがあり、
後期高齢者医療制度へ
加入を希望するとき

- 保険証など※ ■印かん
- 障がいの状態を確認できる
書類(国民年金証書、障害者
手帳または医師の診断書等)
- 個人番号(マイナンバー)
がわかるもの

亡くなられたとき

- 亡くなられた方の保険証など※
- 申請者(喪主)の印かん
- 申請者(喪主)の預金通帳
- 葬祭を行った事実確認ができる
もの(領収書、会葬礼状等)

●窓口に来られる方の身分証明、印かん等が必要となることがあります。

●送付物の送付先変更を希望する場合は、市町村の窓口へ

●印かんは自署の場合は不要です

※保険証または資格確認書

〒950-0965 新潟市中央区新光町4番地1 新潟県自治会館本館3階

新潟県後期高齢者医療広域連合

業務課 ☎025-285-3222

総務課 ☎025-285-3221

新潟県後期高齢者医療広域連合ホームページ
<https://www.niigata-kouiki.jp/>



各市町村のお問い合わせ先一覧

(50音順)

※(代)は代表番号

あ

市町村	担当課	電話番号
阿賀野市	健康推進課	(代)0250-62-2510
阿賀町	こども・健康推進課	0254-92-5762
粟島浦村	保健福祉課	0254-55-2112
出雲崎町	保健福祉課	0258-78-2293
糸魚川市	健康増進課	(代)025-552-1511
魚沼市	市民課	025-793-7971
小千谷市	市民生活課	0258-83-3516
柏崎市	国保医療課	(代)0257-23-5111
加茂市	健康福祉課	(代)0256-52-0080
刈羽村	福祉保健課	0257-45-3916
五泉市	市民課	(代)0250-43-3911
佐渡市	市民課	(代)0259-63-3111
三条市	健康づくり課	0256-34-5442
新発田市	保険年金課	(代)0254-22-3030
上越市	国保年金課	025-520-5717
聖籠町	市民課	(代)0254-27-2111
関川村	健康福祉課	0254-64-1472
胎内市	市民生活課	0254-43-6111
田上町	市民課	0256-57-6115

か

市町村	担当課	電話番号
津南町	福祉保健課	025-765-3114
燕市	保険年金課	0256-77-8133
十日町市	市民生活課	025-757-3735
長岡市	国保年金課	0258-39-2317
新潟市	保険年金課	025-226-1081
	北区 区民生活課	025-387-1275
	東区 区民生活課	025-250-2265
	中央区 窓口サービス課	025-223-7149
	江南区 区民生活課	025-382-4235
	秋葉区 区民生活課	0250-25-5676
	南区 区民生活課	025-372-6135
	西区 区民生活課	025-264-7243
	西蒲区 区民生活課	0256-72-8336
見附市	健康福祉課	0258-61-1380
南魚沼市	市民課	025-773-6661
妙高市	健康保険課	0255-74-0056
村上市	保健医療課	(代)0254-53-2111
弥彦村	住民福祉課	0256-94-3132
湯沢町	市民課	025-784-3453

さ

た

な

ま

や